

参加規約第8条の変更について

- JaLCに搭載されたメタデータの利活用方法は、新JaLC参加規約第8条に規定。
 - ・ 書誌データ等は、使用目的や営利性を問わず誰でも自由に利用できる（第1項）。
※書誌データ等：書誌データ（標題、著者、収録ジャーナル名、収録巻・号、開始ページ、ISBN、ISSN等）、URI、引用情報（引用文献や引用データ等の引用に関する情報）
 - ・ 抄録は、正会員、連携機関は利用態様を問わず無償で自由に利用できる（第2項）。
※正会員はそのために必要な権利処理をした上で登録をする。
 - ・ JaLCが正会員、連携機関以外の第三者に抄録を利用させる場合、事前に正会員の許諾が必要となる（第3項）。



正会員、連携機関



書誌データ等

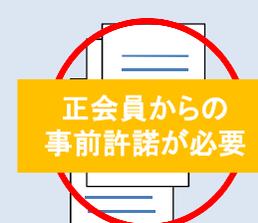


抄録

正会員又は連携機関以外の第三者



書誌データ等



抄録
利用許諾あり



抄録
利用許諾なし

利活用できるメタデータの範囲が広がり、メタデータ露出によるコンテンツの存在を広く知ってもらう機会や、学術情報流通の輪への参加機会の増加が期待される。